

介護老人保健施設さんさんケアセンター

短期入所療養介護重要事項説明書

1. 施設の概要

法人名 医療法人さんさんヘルスケア
理事長 韓 憲男
開設年月日 平成6年2月21日
所在地 島根県松江市東出雲町揖屋1196
電話番号 (0852) 52-6513
FAX番号 (0852) 52-5006
介護保険指定番号 介護老人保健施設(3251180026)

2. 短期入所療養介護の目的

当施設は、一時的に入所が必要な要介護状態と認定されたご利用者に対し、ご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下での介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、ご利用者の療養生活の質の向上及びご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

3. 運営方針

- (1) ご利用者処遇の質の確保と向上に努めます。
- (2) 医療と福祉の機能を十分に備えた事業所の位置づけにおける処遇を行います。
- (3) 関係市町村、居宅介護支援事業者及びその他地域の保健医療、福祉サービスと密接に連携を図りながら、ご利用者の要望、置かれている環境等に十分は配慮し適切な援助を行います。

4. 職員体制

職 種	職 員 数	業 務 内 容
施設長	1名	施設運営総轄
医師	1名	診療及び健康管理等
薬剤師	0.2名以上	服薬管理業務
看護職員	5名以上	看護、保健衛生指導等
介護職員	12名以上	介護業務、レクリエーション等
支援相談員	1名以上	入退所調整、生活相談・指導等
理学療法士又は 作業療法士	1名以上	リハビリテーション業務
管理栄養士	1名以上	栄養管理、栄養指導等の業務
介護支援専門員	1名以上	施設サービス計画作成等
事務職員	1名以上	庶務、出納、会計事務等

5. サービス内容

① 短期入所療養介護計画の立案

② 食事

朝食 8 時～

昼食 1 2 時～

夕食 1 7 時 3 0 分～

③ 入浴

一般浴槽のほか介助を要する方には特殊浴槽で対応します。ご利用者は、週 2 回の入浴となっています。ただしご利用者の病状等により清拭となる場合があります。

④ 医学的管理・看護

⑤ 介護

⑥ リハビリテーション

⑦ 相談援助

⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理

⑨ 教養娯楽及び各種レクリエーション、地域との交流等

⑩ 利用者の送迎

実施地域：松江市（玉湯、宍道、鹿島、島根、美保関、八束を除く地域）

安来市（荒島、赤江、安来の地域）

⑪ その他（希望によるサービス）

ア）理美容 イ）個人の嗜好品

6. 利用料金

（1）短期入所療養介護の基本料金

原則として以下料金表の 1 割負担の場合または 2 割、3 割負担の場合に示す額が利用者の負担額となります。負担割合は介護保険負担割合証に記載された利用者負担割合によります。

区分	内容	1 割負担の場合	2 割負担の場合	3 割負担の場合
① 施設利用料 基本型 （要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。）	要介護 1	830円/日	1,660円/日	2,490円/日
	要介護 2	880円/日	1,760円/日	2,640円/日
	要介護 3	944円/日	1,888円/日	2,832円/日
	要介護 4	997円/日	1,994円/日	2,991円/日
	要介護 5	1,052円/日	2,104円/日	3,156円/日
② 施設利用料 在宅復帰強化型 （要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。）	要介護 1	902円/日	1,804円/日	2,706円/日
	要介護 2	979円/日	1,958円/日	2,937円/日
	要介護 3	1,044円/日	2,088円/日	3,132円/日
	要介護 4	1,102円/日	2,204円/日	3,306円/日
	要介護 5	1,161円/日	2,322円/日	3,483円/日
③ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が 60% 以上	18円/日	36円/日	54/日

④ 夜勤職員配置加算		24円/日	48円/日	72円/日
⑤ 個別リハビリテーション実施加算		240円/日	480円/日	720円/日
⑥ 入所時及び退所時の送迎	(片道)	184円/回	368円/回	552円/回
⑦ 療養食加算	糖尿病食 腎臓病食等	8円/回	16円/回	24円/回
⑧ 緊急時治療管理	3日限度	518円/日	1,036円/日	1,554円/日
⑨ 緊急短期入所受入加算	7日限度	90円/日	180円/日	270円/日
⑩ 重度療養管理加算		120円/日	240円/日	360円/日
⑪ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ・Ⅱ		51円/日	102円/日	153円/日
⑫ 総合医学管理加算	利用中10日間限度	275円/日	550円/日	825円/日
⑬ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数に7.5%を乗じた単位数		

※上記金額は、厚生労働省の告示に基づきます

(2) その他の料金

- ① 食費 朝食 260円、昼食 600円、おやつ 70円、夕食 570円
(ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。)
- ② 滞在費(療養室の利用費)(1日当たり)
多床室 437円
(ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が1日にお支払いいただく滞在費の上限となります。)
- ③ 理美容代 外部委託業者による料金
- ④ 私物の洗濯代 1ヶ月5,000円(別途消費税)
1月に満たない場合は洗濯回数に応じた実費額
1ネット 1回700円(別途消費税)
- ⑤ ご利用者のご希望により日常消耗品を施設が提供する場合(実費相当額)

⑥電気代（個人で利用される電化製品にかかる費用、資料参照）

テレビ	1 日	9 0 円
電気毛布、電気あんか	1 日	9 0 円
携帯電話、デジカメ、ラジオ、DVD、 パソコン、およびこれに類する家電製品	1 日	9 0 円

7. 支払方法

毎月8日までに前月分の請求書を発行しますので、その月の15日までに下記方法によりお支払下さい。

お支払方法

- ①山陰合同銀行からの口座振替（手数料無料）
- ②当法人山陰合同銀行口座への振込み（手数料はご負担願います）

8. 協力医療機関

当センターの協力医療機関は次のとおりです。

- ① 松江市立病院
- ② 雲南市立病院
- ③ 松江生協病院
- ④ 松江赤十字病院
- ⑤ 松江医療センター
- ⑥ 高木歯科医院
- ⑦ たなか脳神経内科

9. 事故発生時の対応

- (1) ご利用者に対して当施設のサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じると共に、ご家族及び市町村並びに担当の居宅介護支援事業者へ連絡をいたします。
- (2) ご利用者に対して当施設のサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行います。

10. 身体拘束廃止への対応

原則としてご利用者に対し身体拘束を行いません。但し自傷他害の恐れがある場合等緊急やむを得ない場合には、身体拘束廃止委員会が判断しご利用者の行動を制限する行為を行うこととし、事後速やかにご家族の同意を得ます。

11. 虐待防止のための措置

虐待の発生又はまたはその再発を防止するため、施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、指針を整備し、従業員に対し、周知徹底、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施します。

12. 施設利用にあたっての留意事項

- ① 面会

面会時間は原則、月曜日～土曜日 時間：午前 9 時～午後 1 6 時 3 0 分
衛生管理の関係上、食べ物の差し入れはご遠慮下さい。

お酒、タバコは持ち込まないで下さい。（居室内は火気厳禁です）

② 外出・外泊

外出、外泊をご希望の場合は、事前に施設職員までお知らせ下さい。

送迎は、ご家族でお願いします。

外泊時、受診が必要な場合は当施設の医師の指示を受けて下さい。

③ 金銭・貴重品の管理

預金通帳、現金、貴重品につきましては、お預かりいたしませんのでご自分で責任を持って管理して下さい。紛失に対しましても責任を負いかねますのでご了承下さい。

④ 設備・備品の利用

備品は大切に取り扱いして下さい。身の回りの整理整頓に努めて下さい。

⑤ 宗教活動

営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止します。

⑥ 親睦・風紀秩序

相互に親睦を図り、施設内での風紀秩序に努めて下さい。

1 3. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器
- ・ 防災訓練 年 2 回

1 4. 禁止事項

当施設では多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

1 5. 要望及び苦情等の相談

(1) 苦情処理窓口担当者

支援相談員 ☎ 0 8 5 2 - 5 2 - 6 5 1 3

(2) 苦情対応責任者 施設長 韓 憲男

(3) 申し出方法

① ご意見ポストを利用する。

② 直接に苦情処理窓口担当者へ申し出る。

② 関係機関へ申し出る

(松江市 5 5 - 5 6 8 9、国保連合会 2 1 - 2 8 1 1)

(4) 回答

施設長又は主務者が直接回答するか、あるいは施設内掲示板にて回答する。

1 6. 第三者評価による評価の実施状況

有・

令和 7 年 8 月施行

重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

説明者

職 名 _____

氏 名 _____

重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利 用 者

住 所 _____

氏 名 _____

利用者家族代表

住 所 _____

氏 名 _____